

会議録

会議の名称	平成30年度第3回 西東京市緑化審議会
開催日時	平成31年1月24日 10時00分から12時00分まで
開催場所	エコプラザ西東京 多目的スペース
出席者	委員:伊藤委員(会長)、飯田委員、村田委員、椎名委員、中尾委員、亀田委員、佐藤委員、池田委員、高橋委員、中村(文)委員、加納委員、梅原委員、田巻委員、中村(賢)委員(欠席)、横山委員(欠席) 事務局:みどり環境部長 萱野、みどり公園課長 森下、みどり公園係長 安達、みどり公園係主任 高島
議 題	1 第2回緑化審議会会議録(案)について 2 下保谷四丁目特別緑地保全地区の保全・活用について(答申)【案】の承認について 3 平成31年度緑化審議会の進め方について
会議資料の名称	資料1 第2回緑化審議会会議録(案) 資料2 下保谷四丁目特別緑地保全地区の保全と活用について(答申)【案】 資料3 下保谷四丁目特別緑地保全地区保全と活用について(素案)に係る委員意見 資料4 下保谷四丁目特別緑地保全地区保全活用方針(案)に係るパブリックコメント 資料5 平成31年度緑化審議会の進め方 資料6 (仮称)下保谷四丁目特別緑地保全地区保全活用調査委託(イメージ)
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会議内容	
<p><u>開会</u></p> <p>(会長)</p> <p>第3回西東京市緑化審議会を開催します。</p> <p>～事務局より資料の説明～</p> <p><u>1 第2回緑化審議会会議録(案)について</u></p> <p>～事務局にて資料1を説明～</p> <p>(会長)</p> <p>事務局から説明がありましたが、会議録についてご意見等ありますか。</p> <p>ご意見等なければ、承認としたいがよろしいか。</p> <p>(委員)</p> <p>異議なし。</p>	

2 下保谷四丁目特別緑地保全地区の保全・活用について(答申)【案】の承認について

～事務局にて資料2、資料3を説明～

(会長)

ご意見等ありますか。

(委員)

今のみどりの基本計画に屋敷林という位置づけは入っているのか。

(事務局)

貴重なみどりのひとつとして位置づけている。

(委員)

現在のみどりの基本計画は平成16年に策定したものなので、今回の答申の中で改めてみどりの資源として次期みどりの基本計画に位置づけるような内容を入れてもよいのではないか。

(会長)

委員の意見を反映する場合、どこに入れるのがよいか。ご意見をいただきたい。

(委員)

「2 特別緑地保全地区の概要」の【特別緑地保全地区指定の経緯】の最後の3行に含まれる内容とは異なるか。

(委員)

個別の屋敷林ではなく、市全体の屋敷林について方向性を入れるべきではないか。

(会長)

「4 保全活用の基本方針」は下保谷四丁目特別緑地保全地区の屋敷林に関する内容なので、市全体の視点で入れるならば、「2 特別緑地保全地区の概要」の方が適切であると思われるが、みどりの基本計画で屋敷林がどのように記載されているか確認したい。

(事務局)

みどりの基本計画において屋敷林は、前段の総論ではみどりを構成する1つの要素として位置づけ、後段では地域ごとに特色のあるみどりを残すための個別計画の中で記載されている。みどりの基本計画については、平成36年度に改定予定だが、下保谷四丁目特別緑地保全地区屋敷林については保谷駅北口のシンボルとし、下保谷四丁目特別緑地保全地区の屋敷林のみではなく、屋敷林全体が貴重な資源であることを総論に記載する必要があると考えている。

答申は下保谷四丁目特別緑地保全地区の屋敷林についてのものであるため、「6 おわりに」の附帯意見の中に入れていただけると全体の流れとしてよいのではないかと考えている。

(委員)

保全活用計画と保全活用の基本方針は違うものか。

(事務局)

平成 30 年度は保全活用の基本方針を策定し、平成 31 年度は方針を基に実現のためのプロセスを実行していく。その後、策定するものが保全活用計画になる。

(委員)

下保谷四丁目特別緑地保全地区の保全活用方針のため、限定的なものとして方針を実行し、その後の推移を見ながら他の屋敷林へと広げてはどうか。民間の屋敷林は確保することを強制できるものではないため、段階を踏んで整理するのが良いのではないか。

(委員)

みどりの基本計画の総論には位置づけられているものなので、今後の保全活用の実績を踏まえ、次期のみどりの基本計画に反映できると良いのではないか。

(会長)

今後の計画に活かされるために、答申の「5 実現のためのプロセス」を実施して行くことが重要であるため、答申の中で他の屋敷林について記載する必要はないのではないかと意見をいただいたが、他に意見はあるか。

(委員)

「2 特別緑地保全地区の概要」の【特別緑地保全地区指定の経緯】の最後の3行で上位計画にふれて、その上位計画の構成要素に屋敷林があり、そこに基づいて今回の方針があることを明示してはどうか。なお、上位計画は正式名称にすべきある。

(事務局)

「6 おわりに」の中で次期のみどりの基本計画にふれているので、該当の3行について修正したものを下3行「このことから～」の上に入れることで全体の流れが良くなると思うが、いかがか。

(会長)

事務局の提案について賛同いただけるか。

(委員)

異議なし。

(会長)

現行のみどりの基本計画を事務局と確認し、文言の修正を私に一任いただけるか。

(委員)

異議なし。

(委員)

「4 保全活用の基本方針」の(1)にかつての屋敷林の活用が記載されているが、防風、日陰、日当りなどの役割にふれた方が良いのではないか。また、その役割の回復を目指すのか、緑地としての役割を目指すのかについて整理した方が良いのではないか。

(委員)

屋敷林の定義(役割)は変化していくものなので、既存の植栽をどう保存していくかを時代に合わせて検討していくことが大切だと考える。

(委員)

武蔵野の屋敷林を目指すべきだと考える。人の生活が変われば屋敷林も変わっていくものだが、植栽の基礎は保たれていると考える。今後の実証実験や地域住民とのイベントを通じて、保全の形や今の屋敷林の形ができると良いのではないか。検証していくプロセスに意味があると考えている。保全活用の中で先見性がひとつでもできれば広く世界へも発信していくことができる。

(会長)

地域の方が活用する場であることが重要で、過去の屋敷林の状態に戻すことではなくて、戻していく過程で地域住民の理解や活用の方向性が見えてくるとよいのではないか。

例えば、屋敷林内の土壌回復などに地域住民が関わっていくことで、自然、屋敷林、下保谷地域への理解を深めていくことが、保全であり、学習プログラムとしての活用になると良い。そのようなアイデアをその都度出しながら、活動していく期間を設け、整備計画につなげていきたいというのが答申の趣旨だと理解している。

(委員)

今年度、観桜会、竹林整備、紅葉観賞会のイベントで想定以上の来場者数だった。その際に高木ゾーンの日当り確保のため、アオキ、ヤツデなどを整備したところ、モミジが出てきた。このような内容を継続していくことが保全と活用につながると考えている。

(委員)

発信していくことが重要だが、基本方針の中で普及、啓発が記載されていないので入れるべきである。

仕組みづくりでは、「5 実現のためのプロセス」に事務局としてみどり公園課が記載されているが他の組織も入れた方が良くはないか。組織の例としては、世田谷区、練馬区、三鷹市などが参考になる。または、資料6に組織の検討を入れてはどうか。

実証実験の内容になるが、土は植物、生物の土台になるもので培土種子の問題もあるため慎重に進める必要がある。

(会長)

普及、啓発については、「4 保全活用の基本方針」の(5)に入れてはどうか。

(委員)

異議なし。

(委員)

現状として、仕組みづくりの中心を現在のボランティアが担っていくのは難しいと考えている。

(会長)

ボランティアの方とは、協働という位置づけでご協力いただきたいと考えている。仕組みづくりについては、当面と保全活用計画策定後の2点が考えられるが、具体性が見えない段階では答申に入れにくい。

(委員)

答申の段階では、今の記載のままで、市の中心となる部署が明示されていれば十分と考える。

(委員)

答申の文面はこのままだでもよいが、資料6の中で検討する必要はある。

(会長から修正箇所、修正内容について委員に確認いただく。)

(委員)

異議なし。

(会長)

資料4について事務局から説明願います。

～事務局にて資料4を説明～

(会長)

事務局の提示する修正(案)について、審議会の答申として問題ないものであれば認めたいと考えるが、承認いただけるか。

(委員)

異議なし。

(委員)

パブリックコメントの指摘箇所以外の「地域住民」も「地域住民等」に修正するのか。

(事務局)

地域住民だけではなく、広く携わっていただきたいという趣旨を踏まえ、全体について改めて整理させていただきたい。

(会長)

修正後の確認については、私に一任いただけるか。

(委員)

異議なし。

3 平成31年度緑化審議会の進め方について

～事務局にて資料5、資料6を説明～

(委員)

資料5のスケジュールで「2. 調査及び分析」と「3. 調査支援委託」があるが、差は何か。

(事務局)

「2. 調査及び分析」は審議会の委員を中心に実施できるもの、「3. 調査支援委託」はコンサルタントに委託して実施するものを考えている。

(委員)

春(2月～4月)の生物調査もできるように検討いただきたい。

(会長)

コンサルタントは、保全活用に地域の方が関わっていけるような仕組みづくりに取り組んでいただきたい。来年度は、各委員の目的に合致する調査等を地域の方を交えて行い、発表することで普及啓発につなげていくこと、また、社会教育課、教育委員会、産業振興課などみどり公園課が連携を図っていくことができるとよい。

コンサルタントは、例えば、ボランティアの方が発見した危険箇所のメモの取り方、まとめ方などの仕組みをつくりつつ、専門家に依頼しないとできない調査などを整理しておき、その次の年度に向けた予算要求ができるとよい。

(委員)

今後、地域住民が中心となって進めていくことが重要なので、調査はコンサルタントが主体となるべきではない。

(会長)

コンサルタントには、地域住民が活動できる枠組みをつくってもらいたい。

(委員)

コンサルタントには、地域住民と連携した調査手法を提案してもらってはどうか。地域住民が行える調査と専門家が行う調査を組み合わせ、平成32年度以降にどう進めていくかという点を検討してもらいたいと考える。

(会長)

コンサルタントから、活動の手法(5 実現のためのプロセス)について、具体的に提案してもらいように、資料6の「2 調査・分析項目」に追加することを検討いただきたい。

(委員)

コンサルタント、地域住民だけでなく、審議会委員の専門的な立場からも調査いただけるとよい。

(委員)

保全活用にあたり、組織や団体の連携手法の提案、継続的な人材育成の仕組みや発信する場の仕組みづくりも提案してもらいたい。また、資料6の調査項目として、人と屋敷林の関わり(文化的な面)についても検討いただきたい。

植生調査については、春がとても重要なので時期を逃さないようにすべきである。

(会長)

調査の方法が整理されていて、地域の方でもできるような、他者に託せるような状態であれば、春が委託期間外であっても植生調査は行えるので、何を委託するのかという点を事務局で整理していただけるとよい。

(委員)

委託期間については、役所の手続きとしては、資料5のスケジュールが最大限ものと考えられる。したがって、コンサルタントには、やり方の調査、コンサルをしてもらうべきであり、地域住民でもできるようなやり方をつくらせることが大切。長期の調査を経て、屋敷林がどのように姿を取り戻していくか、どのように変わっていくべきかがわかるものなので、地域住民の調査を主体に考えるべき。

調査のフォーマットや評価基準をつくるなど永続的に地域住民が続けられるかたちになければならない。そして、出来上がったかたちでまずは実施し、その結果を基に再度コンサル

タントが必要になったらまた入れるというようなサイクルを回していくことが必要。

調査をするコンサルタントではなくで、やり方をつくることができるコンサルタントで取り組めるとよい。

2月～4月の調査は大切だが、やり方がかたちになれば、その時期の調査はコンサルタントがいなくてもできる。

(会長)

委託の内容について、今回の委員の意見を踏まえて、事務局で整理する際の参考にしていただきたい。また、調査については長期的な視点(サイクル)を大切にしていきたい。

3 その他

(事務局)

次回は4月の3週目、4週目で調整させていただきたい。

4 閉会

(会長)

以上で、第3回西東京市緑化審議会を閉会します。